

北広島市総合教育会議の運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、北広島市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（召集）

第4条 総合教育会議は、市長が召集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、第2条各号に掲げる事項の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

（総合教育会議の公開）

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、総合教育会議を公開しないことができる。

（議事録の作成及び公表）

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、議事録を公表しないことができる。

2 前項の規定による議事録の公表は、総合教育会議に出席した構成員及び意見の聴取をした者による議事内容の確認後、本市の公式ウェブサイトに掲示することに

より行う。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において市長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、市長及び教育委員会は、それぞれその調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の総括は、企画財政部政策推進室企画課が行い、会議の運営は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。